

佐賀県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月三十一日から平成二十三年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 浜玉相知線	唐津市原字鉾堤一三七四番一 地先から	唐津市原字高土井二七三七番地先まで	後	四四・一 、 一九・七	四四一・二
	唐津市原字鉾堤一三七四番一 地先から	唐津市原字高土井二七三七番地先まで	前	二二・三・五 、 二〇・〇	四三九・七
県道 半田鬼塚線	唐津市原字鉾堤一三七八九番四 地先から	唐津市原字鉾堤一三七八九番四 地先まで	後	五三・五 、 二二・六	三三三〇・三
	唐津市原字鉾堤一三七八九番四 地先から	唐津市原字鉾堤一三七八九番四 地先まで	前	三五・二 、 一四・三	二七三・五